

鳥栖市公告第17号

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

鳥栖市長 向門 慶人



1 業務概要

(1) 業務名

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務

(2) 業務内容

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額上限額

6,443,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

- (1) 鳥栖市に業務委託等において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」とい

う。以下同じ。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去3年(令和4年度から令和6年度まで) 以内に、地方公共団体において教科書や副読本等のデジタル版作製業務を受注し、履行している者であること。

3 添付資料

詳細は鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を参照

4 担当課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 教育指導係

TEL: 0942-85-3520

FAX: 0942-83-0042

E-mail: gakko@city.tosu.lg.jp